

モニタリング基本計画（案）（R5.2月公表版）からの変更

No.	該当ページ	新	旧（令和5年2月公表）	変更理由
1	P 1 第 1 総論 1 モニタリングの目的	( 2 ) に掲げる書類に事業者が履行すべき契約内容として定める事項（以下、これらを総称して「 <u>要求水準</u> 」という。）を達成しているかについて確認するため、モニタリングを実施する。	( 2 ) に掲げる書類に事業者が履行すべき契約内容として定める事項（以下、これらを総称して「 <u>要求水準等</u> 」という。）を達成しているかについて確認するため、モニタリングを実施する。	事業契約書の定義に合わせた文言の整理 その他の箇所においても同様に修正。（要求水準書等 要求水準）
2	P 1 第 1 総論 1 モニタリングの目的 ( 2 ) 履行すべき契約内容を定める書類	ア 大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業 事業契約書（以下「事業契約書」という。） イ 大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。） ウ <u>大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業入札説明書及びその添付資料、補足資料等の事業契約書に規定する入札説明書等（以下「入札説明書等」という。）</u> エ 事業者の提案書類 オ その他 事業契約書とは別に市及び事業者の間で締結される契約等の書類	ア 大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業 事業契約書（以下「事業契約書」という。） イ 大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。） ウ <u>大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業 入札説明書（以下「入札説明書」という。）</u> エ 事業者の提案書類、 <u>事業計画書</u> オ その他 事業契約書とは別に市及び事業者の間で締結される契約等の書類	同上
3	P 2 第 1 総論 2 モニタリングの方法 ( 2 ) 事業者によるセルフモニタリング ア セルフモニタリング実施計画 (ア) 策定	(ア) 策定 本事業に参加を希望する民間事業者は、入札説明書等を適切に理解したうえで、水道法をはじめとする関係法令等に基づく本事業の適正かつ確実な履行、事業契約書の遵守、事業計画の進捗状況、事業運営状況など要求水準等の達成のため、 <u>本大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画（以下「モニタリング基本計画」という。）</u> を踏まえて、自ら確認する手法等を定めたセルフモニタリング実施計画（案）を作成し、市に提案する。	(ア) 策定 本事業に参加を希望する民間事業者は、入札説明書等を適切に理解したうえで、水道法をはじめとする関係法令等に基づく本事業の適正かつ確実な履行、事業契約書の遵守、事業計画の進捗状況、事業運営状況など要求水準等の達成のため、 <u>本大阪市水道基幹管路耐震化 P F I 事業モニタリング基本計画（以下「モニタリング基本計画」という。）（案）</u> を踏まえて、自ら確認する手法等を定めたセルフモニタリング実施計画（案）を作成し、市に提案する。	文言の整理
4	P11 第 3 モニタリングの実施方法 2 事業期間満了時のモニタリングの実施方法	<u>市への業務引継ぎを目的として、次のとおり、事業終了時に確認を行う。</u>	<u>市又は市の指定する者への業務引継ぎを目的として、次のとおり、事業終了時に確認を行う。</u>	元々は市と必要な引継ぎを行っていただきたいという趣旨で記載していた文言であることから削除。
5	P11 第 3 モニタリングの実施方法 2 事業期間満了時のモニタリングの実施方法 ( 1 ) 書類による確認	本事業終了日の180日前 <u>をめぐりに市と事業者の協議において定める。</u>	本事業終了日の180日前 <u>までに提出すること。</u>	引継書の提出時期について見直し

モニタリング基本計画（案）（R5.2月公表版）からの変更

No.	該当ページ	新	旧（令和5年2月公表）	変更理由
6	P11 第3 モニタリングの実施方法 2 事業期間満了時のモニタリングの実施方法 (3) 確認に向けた協議	市と事業者は、 <u>事業契約書に定める引継等</u> に必要となる協議を適宜実施する。	市と事業者は、 <u>事業契約書等に定める技術指導、引継等</u> に必要となる協議を適宜実施する。	事業契約書の記載内容に合わせて見直し
7	P13 第4 要求水準未達事項に対する措置 1 事業期間中における措置 (1) 要求水準等未達の通知と是正措置要求 ア 要求水準等未達の通知 表2 要求水準未達の事象例	<u>法令等違反</u>	<u>法令、条例等違反</u>	事業契約書の定義に合わせて文言の整理 (法令、条例等 法令等)
8	P17 別紙1 市による承認・確認に関する標準的な事務処理フロー	<u>塩素注入・塩素排出色業</u> <u>又は洗浄排水作業</u>	<u>断通水作業・洗浄排水作業</u>	文言の整理
9	同上	<u>(削除)</u> <u>確認(設計3)</u> <u>確認(設計4)</u>	<u>確認(設計3)</u> <u>確認(設計4)</u> <u>確認(設計5)</u>	13の修正により、「確認(設計3)」を削除したことによる付番の繰り上げ。別紙2-1の付番も同様に修正。
10	P18 別紙2-1 市による業務モニタリング項目一覧 運営業務 (1) 管路更新計画の策定と管理 提出書類：管路更新計画の案 (2 事業年度目以降、単年度事業計画)	承認に係る標準期間 <u>事業計画書に合わせて承認(P10の図2参照)</u>	承認に係る標準期間 <u>1か月程度</u>	2 事業年度目以降の管路更新計画については、前年度の8月末日までに提出しているが、その後市との協議を経て、予算が可決され、市が事業計画書と合わせて承認することから、このスケジュールに合わせて承認に係る標準期間を修正。
11	P18 別紙2-1 市による業務モニタリング項目一覧 運営業務 (2) 設計・施工業者及び断通水業者の確保	提出書類 <u>設計業者の契約状況に関する資料(委託契約書等)</u> <u>施工業者の契約状況に関する資料(下請負契約書等)</u> <u>断通水業者の契約状況に関する資料(委託契約書等)</u>	提出書類 設計業者の契約状況 施工業者の契約状況 断通水業者の契約状況	提出書類の具体例を追加

モニタリング基本計画（案）（R5.2月公表版）からの変更

No.	該当ページ	新	旧（令和5年2月公表）	変更理由
12	P18 別紙2-1 市による業務モニタリング項目一覧 運営業務 (5) 工事費及び断通水作業費の確定（精算）	提出時期 各事業年度の1月末から40日以内 または 追加精算時	提出時期 各事業年度の1月末から40日以内	提出時期について、追加精算時を追加
13	P18 別紙2-1 市による業務モニタリング項目一覧 設計業務 (3) 工法の選定	別表2 「事象発生時の確認1」	確認（設計3） （市事務の中での確認含む）	(3) 工法の選定のうち、承認事項が、「施工性、経済性で優位な工法であることの確認」を行う項目について、確認区分を「別表2「事象発生時の確認1」とすべきところを「確認（設計3）（市事務の中での確認含む）」と誤って記載していたため修正。
14	P19 別紙2-1 市による業務モニタリング項目一覧 設計業務 (7) 設計内容の明示（図面作成・数量算定）	承認/確認 承認 提出書類 設計数量算定基準に関する資料 様式 任意 提出時期 事象発生時 承認/確認事項 市と異なる設計数量の算定基準採用の可否 標準期間 1か月程度 承認・確認区分等 別表1「事象発生時の承認6」	(新設)	事象発生時の承認事項として、「市と異なる設計数量の算定基準採用の可否」を追加
15	P19 別紙2-1 市による業務モニタリング項目一覧 施工業務（施工監理業務を含む） (5) 工事施工	提出書類 水質試験依頼票 様式 指定 提出時期 新管の通水前 承認/確認事項 新管の水質試験状況	提出書類 飲料水の採水 様式 任意 提出時期 通水前に都度 承認/確認事項 新管の水質確保状況	提出書類、様式、提出時期、確認項目の見直し
16	P19 別紙2-1 市による業務モニタリング項目一覧 施工業務（施工監理業務を含む） (6) 施工数量の認定	提出時期 各事業年度の1月末から40日以内 または 追加精算時	提出時期 各事業年度の1月末から40日以内	提出時期について、追加精算時を追加

モニタリング基本計画（案）（R5.2月公表版）からの変更

No.	該当ページ	新	旧（令和5年2月公表）	変更理由
17	P19 別紙2-1 市による業務モニタリング項目一覧 施工業務（施工監理業務を含む） （7）施工管理	提出書類 <u>ハザード管理方法が確認できる資料</u>	提出書類 重要管理点を踏まえた施工管理手法	要求水準書の記載見直しによる修正。修正内容・理由については、要求水準書の新旧対比表 28を参照。
18	P19 別紙2-1 市による業務モニタリング項目一覧	<u>別表2</u> <u>1 更新工法の選定にあたって、開削・非開削等の工法検討が必要となる場合</u> <u>2～8</u>	<u>別表2</u> <u>（新設）</u> <u>1～7</u>	13の修正に伴い、別表2に1として「更新工法の選定にあたって、開削・非開削等の工法検討が必要となる場合」を追加したため、以降の番号を繰り下げて修正。別紙2-1の付番も同様に修正
19	P19 別紙2-1 市による業務モニタリング項目一覧	別表1 <u>6 市と異なる設計数量の算定基準を採用する場合</u> <u>7</u>	別表1 <u>（新設）</u> <u>6</u>	14の修正に伴う事象発生時の承認項目の追加
20	P20 別紙2-2 市による事業運営モニタリング項目一覧 （1）事業計画に関する事項	単年度事業計画書の案（2事業年度目以降） 提出時期 当該事業年度の前事業年度の <u>12月末日まで</u>	単年度事業計画書の案（2事業年度目以降） 提出時期 当該事業年度の前事業年度の <u>8月末日まで</u>	提出時期の修正
21	P20 別紙2-2 市による事業運営モニタリング項目一覧 （2）事業報告に関する事項	中期事業報告書 提出時期 <u>4事業年度の末日から3か月以内</u>	中期事業報告書 提出時期 <u>各算定期間</u> の末日から3か月以内	提出時期の明確化
22	P20 別紙2-2 市による事業運営モニタリング項目一覧 （3）実施体制に関する事項	事業体制図及び各責任者一覧表 提出時期 <u>本事業開始日の前日まで</u>	事業体制図及び各責任者一覧表 提出時期 <u>契約締結後30日以内</u>	事業開始までのスケジュールを踏まえた修正
23	P20 別紙2-2 市による事業運営モニタリング項目一覧 （5）財務に関する事項	全体収支実績 <u>各事業年度の末日から3か月以内</u>	全体収支実績 <u>各算定期間</u> の末日から3か月以内	提出時期の明確化
24	P20 別紙2-2 市による事業運営モニタリング項目一覧 （5）財務に関する事項	<u>承認/確認</u> <u>確認</u> 提出書類 <u>株主名簿の原本証明付写し（各事業年度の末日現在）</u> <u>様式</u> <u>任意</u> 提出時期 <u>各事業年度の末日から60日以内</u>	<u>（新設）</u>	確認項目として、株主名簿の確認を追加